



商標登録証
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第5246185号
(REGISTRATION NUMBER)

商標 (THE MARK)

mitsui

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

第35類 織物及び寝具類の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、被服の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、履物の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、かばん類
その他別紙記載

商標権者 (OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

東京都千代田区大手町1丁目2番1号

三井物産株式会社

出願番号 (APPLICATION NUMBER)

商願2007-065495

出願年月日 (FILING DATE)

平成19年 6月22日 (June 22, 2007)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成21年 7月10日 (July 10, 2009)

特許庁長官 (COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

鈴木隆史



商 標 登 録 証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第 5 2 4 6 1 8 5 号 (REGISTRATION NUMBER)

商願 2 0 0 7 - 0 6 5 4 9 5 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 (LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第 3 5 類) 及び袋物の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 身の回り品の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 飲食料品の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 酒類の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 食肉の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 食用水産物の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 野菜及び果実の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 菓子及びパンの卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 米穀類の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 牛乳の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 清涼飲料及び果実飲料の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 茶・コーヒー及びココアの卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 加工食料品の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 自動車の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 二輪自動車の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 自転車の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 家具の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 建具の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 畳類の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 葬祭用具の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 電気機械器具類の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 手動利器・手動工具及び金具の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 台所用品・清掃用具及び洗濯用具の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 薬剤及び医療補助品の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 化粧品・歯磨き及びせっけん類の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 農耕用品の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 花及び木の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 燃料の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 印刷物の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 紙類及び文房具類の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, おもちゃ・人形及び娯楽用具の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 運動具の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 楽器及びレコードの卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 写真機械器具及び写真材料の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 時計及び眼鏡の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, たばこ及び喫煙用具の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 建築材料の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 宝玉及びその模造品の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 愛玩動物の卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

[以下余白]